

施設使用に関する決まり

東京都立小金井北高等学校

- 1 使用できるのは、本校第2グラウンドのテニスコートになります。本校舎の敷地には、校庭、駐車場を含め立ち入りできませんので、御注意ください。
- 2 学校施設の使用当日、使用団体責任者は使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を受けてください。
- 3 使用時間は、準備から片付けまでの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 その日に使用する最後の団体は、必ず入口及びトイレを施錠したことを確認してください。
- 5 自動車及びバイクでの来校は、禁止します。第2グラウンドに駐車場はありません。
- 6 自転車は、入口部分のスペースに置いてください。
- 7 使用の前後を含め、施設使用の際は、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- 8 使用中に学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、本校敷地内に立入りはできません。
- 11 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、使用団体の責任者が管理してください。
- 12 各施設使用の際は、必ずテニスシューズを使用してください。
- 13 使用後は、必ずコート整備（ブラシ掛け）、清掃を行い、学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 14 敷地内は、禁煙です。また、水分補給を除くテニスコート内での飲食は禁止です。ゴミ・空き缶等は持ち帰ってください。
- 15 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 16 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、又は取り消すことがあります。